

でんき床暖割

(附帯料金条件)

令和2年4月1日 実施

四国電力株式会社

でんき床暖割

目 次

本	則	1
1	附 帯 種 別	1
2	適 用 範 囲	1
3	契 約 の 申 込 み	1
4	契 約 の 成 立	1
5	適 用 開 始 日	1
6	割 引 適 用 期 間	2
7	料 金	2
8	契 約 の 消 滅	2
9	解 約 事 務 手 数 料	2
10	そ の 他	3
附	則	4

本 則

1 附 帯 種 別

でんき床暖割料金条件（以下「この料金条件」といいます。）の附帯種別は、でんき床暖割といたします。

2 適 用 範 囲

次のいずれにも該当し、当社がこの料金条件とあわせて契約することを認める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を受けるお客さまで、この料金条件の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）により電気の供給を受けること。
- (2) 主契約の需要場所内において、総容量（入力）が800ボルトアンペア以上の電気床暖房機器（以下「床暖房機器」といいます。）を使用すること。

3 契約の申込み

お客さまが、この料金条件にもとづく契約（以下「でんき床暖割契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの料金条件を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

4 契約の成立

でんき床暖割契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 適用開始日

でんき床暖割契約の適用開始日は、主契約の需給開始日またはでんき床暖割契約の成立日のうち、いずれか遅い日といたします。

6 割引適用期間

割引適用期間は、でんき床暖割契約の適用開始日以降最初の検針日から120日目の検針日の前日までといたします。

7 料 金

(1) 割引適用期間のうち10月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間の各月の料金は、主契約の料金条件によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(2)のでんき床暖割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(2) でんき床暖割引額

でんき床暖割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,100円00銭
---------	-----------

ただし、需給条件 20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合で、料金の算定期間が1月とならないときは、でんき床暖割を適用いたしません。

8 契約の消滅

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、その日にでんき床暖割契約が消滅するものといたします。

- (1) お客さまが、2（適用範囲）に該当しなくなった場合
- (2) 割引適用期間が満了した場合

9 解約事務手数料

割引適用期間満了に先だって、お客さまがでんき床暖割契約を廃止した場合または8（契約の消滅）(1)によりでんき床暖割契約が消滅した場合には、次に定める解約事務手数料を料金とあわせて支払っていただくことがあります。

解約事務手数料（1契約種別につき）	6,600円00銭
-------------------	-----------

10 そ の 他

- (1) 当社は、床暖房機器であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気床暖房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) 床暖房機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 床暖房機器を取り外していることが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、需給条件 32（違約金）に準じて算定するものといたします。

- (4) この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件に定めるところによるものといたします。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、令和2年4月1日から実施いたします。

